

## 浦安市建築基準法第43条第2項第1号認定基準

(目的)

**第1条** この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合の基準を定めることを目的とする。

(認定基準)

**第2条** 法第43条第2項第1号の規定により認定する場合の基準は、次の各項に掲げるものとする。

(1) 法第43条第2項第1号に掲げる「避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するもの」として、建築基準法施行規則（以下、「省令」という。）第10条の3第1項第1号に規定される「農道その他これに類する公共の用に供する道」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、当該道の所有者又は管理者とその道の通行に対する了解が整っているものであること。

ア 土地改良事業による道

イ 現に通行の用に供されている河川・海岸管理用通路

ウ 現に通行の用に供されている国・県・市町村の所有する公共用道路

エ 敷地と道路の間に存在する川、運河その他これらに類する水面または公共空地が次のアからオのいずれかに該当するもの

- 1) 水路、河川又は運河（以下「水路等」という。）で、水路等の管理者から占用許可等を得て築造された橋又は当該管理者により築造された橋で占用許可等を得ているものによって敷地と道路が有効に接続しているもの。
- 2) 里道で、里道の管理者から使用承諾等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。
- 3) 道路事業又は街路事業による拡幅のための道路予定地であって、国、県又は市町村が買収済の空地で、管理者から使用承諾等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。
- 4) 河川用地で、管理者から占用許可等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。
- 5) アからエに類する公共空地等で管理者から使用承諾等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。

(2) 法第43条第2項第1号に掲げる「避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するもの」に該当する場合、前号に掲げる道以外の道については、法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定をすることを原則とする。

(3) 省令第10条の3第3項で定める用途及び規模に関する基準とは、法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内のもの（建築基

準法施行条例（昭和36年千葉県条例第三十九号。以下「条例」という。）第6条第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。）であること。

（形態制限の付加）

第3条 認定する建築物については、当該認定に係る道を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限）、法第56条（建築物の各部分の高さ）、法第58条（高度地区）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条（採光の有効面積の算定方法）、及び条例の規定を適用する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。